

旧保健農園ホテルフフ山梨有効活用事業に係る 公募型プロポーザル募集要領

山梨市観光課観光施設担当
0553-22-1111
(内線 2143)

旧保健農園ホテルフフ山梨有効活用事業に係る
公募型プロポーザル募集要領

目 次

1.	目的・概要	1
2.	対象物件	1
3.	取得希望額または貸付額の提案	1
4.	契約形態および期間等	1
5.	応募資格要件	2
6.	応募後(審査期間中)の制限	2
7.	プロポーザル方式参加意向申出書の提出及び審査	2
8.	事業提案書等の提出	3
9.	事業提案書等の審査	5
10.	貸付にあたり付する主な特記事項	7
11.	結果の公表	8
12.	質疑応答	8
13.	優先交渉権者との協議及び契約	9
14.	その他	9
15.	実施スケジュール	9
16.	物件調書	10
17.	様式集	13
	・プロポーザル参加意向申出書(様式第 1 号)	
	・誓約書(様式第 2 号)	
	・事業者概要書(様式第 3 号)	
	・事業提案書(様式第 4 号)	
	・取得希望額または借受希望額調書(様式第 5 号)	
	・質問書(様式第 6 号)	
	・質問書(様式第 6 号 別紙)	

1 目的・概要

この公募型プロポーザル募集は、本市牧丘町倉科に位置する旧保健農園ホテルフフ山梨の有効活用策として、用地内の土地・建物施設等(以下、「施設」という。)の一体的な運営または取得を希望する民間事業者等から、公募型プロポーザル方式により広く提案を求め、最も優れた提案をした事業者に対し、事業用地等の**貸付または売払い(譲渡)**を行うことにより、地域の活性化につなげ、地域振興に資する施設として有効活用を図ることを目的に実施する。

具体的な計画をもつ、実現可能な事業であり、公益を害する恐れのある用途でないものであり、上記目的を達するため、周辺地域との連携のとれる、地域の創生となる事業計画の提出を求めるものである。

この要領は事業候補者の選定について、応募者が留意すべき事項を定めたものであり、応募者は次の事項を了承のうえ、申込むものとする。

2 対象物件

物件表示	土地・建物の所在地	地目等	地積 / 床面積
土地	山梨市牧丘町倉科 6,968 番地 2 他25筆	公園分	46,154㎡
土地	山梨市牧丘町倉科 7,196 番地 3 他19筆	山林分	23,971 ㎡
建物	山梨市牧丘町倉科 7,190 番地他 6 棟	宿泊棟他	2,154.13 ㎡

※詳細は、物件調書に記載

3 取得希望額または貸付額の提案

事業者は、物件の取得(購入)または借受けのいずれかを選択し、近傍宅地固定資産評価額等を参考のうえ、次のいずれかの希望額を提案するものとする。

1. 購入を希望する場合: 買受希望額(売買代金)を提案する。
2. 貸付(賃借)を希望する場合: 土地の賃借料および売上による歩合等を考慮した借受希望額(年額)を提案する。

4 契約形態および期間等

事業者は「賃貸借契約」または「売買契約」のいずれかを選択して提案するものとする。

• 賃貸借契約の場合

賃借期間は20年とし、契約期間の満了に際し、両者の協議による再契約を妨げないものとする。

ただし、次の項目に該当する場合、本市は契約を解除できるものとする。この場合において、事業者に損害が生じて、事業者は本市に対して損害賠償その他の請求及び異議申し立てはできない。

(1) 事業者が契約に定める義務に反した場合

(2) 法令の改正、天災およびその他、本市または事業者の責に帰することのできない事由により、対象物件が使用できなくなった場合

- 売買契約の場合
契約締結後、所有権移転登記を行い、原則として指定用途に沿った事業を継続するものとする(※必要に応じて買戻し特約や地域振興目的の継続条件を付す)。

5 応募資格要件

本応募は次の(1)から(5)までの全ての要件を満たす者が応募できる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規程に該当しない者
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続きの申し立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされていない者
- (3) 租税公課について滞納していない者
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)に規定する暴力団または同条第 6 号に規定する暴力団員でない者及びそれらの利益となる活動を行っていない並びにそれらに関与していない者
- (5) 公益を害する恐れのない者

6 応募後(審査期間中)の制限

契約締結までの間において、下記事由に該当することが判明した場合には、該当応募者は提案資格を喪失又は契約予定を解除するものとする。

- (1) 前記 5 の応募資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類の不備又は虚偽の記載をしたことが認められた場合
- (3) 当該公募に対し、自己に有利になるよう市関係者に働きかけた場合
- (4) 他応募者の提案妨害など、手続の遂行に支障をきたす行為があった場合
- (5) 本事業を遂行するにあたって支障があると認められた場合
- (6) その他法令違反など市との信頼関係を損なった場合

7 プロポーザル方式参加意向申出書の提出及び審査

- (1) 公募要領公表：令和 8 年 10 月 19 日(月)
- (2) 参加意向申込期間：令和 8 年 11 月 2 日(月)午前 9 時から
令和 8 年 11 月 27 日(金)午後 5 時まで
- (3) 提出部数：13 部（正本 1 部 副本 12 部）
正本電子データ 1 式(メールで提出のこと)
- (4) 提出方法及び提出先
 - 提出方法：提出書類について、紙は持参又は郵送及びメール(提出期限必着)
 - 提出様式：紙様式は A4 フラットファイルに綴ること。表紙及び側面に「旧保健農園ホテルフフ山梨有効活用事業プロポーザル参加表明書」と表記し、法人名を記入すること。
 - 電子データ:メール(提出先:kanko@city.yamanashi.lg.jp)
電子データは PDF とし、目次に準じた順序となるよう作成すること。表題に【旧保健農園ホテルフフ山梨有効活用事業プロポーザル】参加表明書類と記載し提出すること。

なお、容量が 8MB 以上になる場合は、大容量ファイル送信にて送信すること。

- 提出先：山梨市観光課観光施設担当(〒405-8501 山梨県山梨市小原西 843 番地)

(5) 提出書類

- ① プロポーザル方式参加意向申出書(様式第 1 号)
- ② 誓約書(様式第 2 号)
- ③ 事業者概要(様式第 3 号)
- ④ 事業概要(様式問わず ※事業コンセプト及び事業実施概要を A4 サイズ 1 枚)
- ⑤ 添付書類(様式第 1 号関係)
 - ・法人にあっては、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)
 - ・登記法人でない法人・団体にあっては、定款又は規約
 - ・商号登記している個人にあっては、履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)
 - ・商号登記していない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
 - ・印鑑証明書(原本 1 部 他写し)
 - ・財務諸表直近 3 年度分(貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書)
 - ・法人にあっては、直近年度の国税(法人税及び消費税)、県税(事業税及び県民税)及び市町村民税すべての納税証明書(未納が無いことが確認できるもので、原本 1 部 他写し)

(6) 参加資格審査結果通知:令和 8 年 12 月 7 日(月)に、プロポーザル方式参加資格確認結果通知書にて通知する。

(7) 注意事項

- ・参加意向にて申し込んだ事業のみが、事業提案を行うことができる。ただし、契約後の再委託や現地法人等による事業運営など構想がある場合は、提案書にて記載すること。
- ・本施設に係る関係資料(別紙参考図面一覧)については、公募時に電子データとして HP に掲載する。
- ・詳細な関係資料が必要な場合は、市に申し出ること。
- ・参加意向表明後、辞退する場合はその理由を明確に記載すること。
- ・参加意向事業者に対して、建物調査に係る資料を提示する。ただし、本市より受領した資料については、本市の許可なく複写や公表、または使用することはできない。また、建物調査に係る資料については、提案書提出(参加表明辞退)時に返却すること。

8 事業提案書等の提出

プロポーザル方式参加資格確認結果通知書により提案者の資格を満たすとされた者は、事業提案書及び取得希望額調書または借受希望額調書を提出すること。

- (1) 提出期限：令和 9 年 2 月 26 日(金) 午後 5 時まで
- (2) 提出部数：13 部(正本 1 部 副本 12 部) + 正本電子データ 1 式(メール提出)
- (3) 提出方法及び提出先
 - ・提出方法：提出書類を紙は持参又は郵送(提出期限必着)
 - ・提出様式：紙様式は A4 フラットファイルに綴ること。表紙及び側面に「旧保健農園ホテルフフ山梨有効活用事業プロポーザル事業提案書」と表記し、法人名を記入すること。

- 電子データ:メール(提出先:kanko@city.yamanashi.lg.jp)
電子データは PDF とし、目次に準じた順序となるよう作成すること。表題に【旧保健農園ホテルフフ山梨有効活用事業プロポーザル】提出書類 と記載し提出するものとし、容量が 8MB 以上になる場合は、大容量ファイル送信で送信すること。

- 提出先：山梨市観光課観光施設担当(〒405-8501 山梨県山梨市小原西 843 番地)
- (4) 提出書類

① 事業提案書（様式第 4 号）

審査基準に掲げる審査項目に留意し作成すること。目次を作成し、それに準じたページを付し、インデックスをつけること。概ね 20 ページ以内とし、A4 サイズ長辺綴じの両面で作成すること。A3 サイズの資料がある場合には、両面とせず、綴じること。

② 取得希望額または借受希望額調書（様式第 5 号）

希望価格の記載にあたっては購入希望額または年額の借受料とし、必要事項を記入・押印し、必ず封印のうえ提出のこと。

(5) 提案書提出に係る留意点

① 事業・収支の計画にあたっては、その根拠となる社会情勢を踏まえた市場調査等の資料を添付すること。

② 購入価格または賃借金額を含む事業者の資金計画に対する考え方や数量を提案すること。

③ 開発行為を伴うものなど、法令に遵守すべき許可を必要とする場合には、事業計画においてもその旨その期間を明記し、実行可能な事業計画を提示すること。なお、事業計画には契約締結予定を記載し、契約締結日から起算して 1 年以内に許可を受けることができず、事業計画が執行できないときは、市は契約を解除することがあることに留意すること。ただし、特段の事由があると市が認める場合はこの限りではない。

④ 提案事業以外の用途に変更はないものとし、提案事業に関連した新たな事業を実施する場合には、関連する法令を遵守し、事前に市と協議のうえ承諾を得るものとする。

⑤ 提案書作成にあたり、現地調査・測量等が必要な場合は、事前に市と協議の上行うものとする。

(6) 提案書提出に係る記載事項等

① 施設は現状引き渡しとするため、増改築など事業に係る改修費用は原則事業者の負担とする。また土地・建物の維持管理は事業者負担となること。

② 契約形態(購入または賃借)に応じた資金計画を明確に記載すること。

③ 現在の施設名称(保健農園ホテル・フフ山梨)は利用せず、新規の施設名称について提案すること。

(7) その他注意事項

① 応募・提案に要する費用はすべて応募者の負担とする。

② 提出された書類の訂正・変更は認めない。

③ 提出された書類は一切返却しない。

④ 提出された書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、本市が必要と認めるときは、

提出された書類の全部又は一部を無償で利用できる権利を本市が有するものとする。

⑤ 応募者自らの責任において、関係法令等を十分調査し、事業実施にあたり、関係法令等に違反しない実現可能な内容とすること。

⑥ 本要領に記載された事項について、十分に熟知しておくこと。

⑦ 申し込みにあたり、事前の調査を希望する場合には、事前に市へ申し出ること。調査等に係る一切の費用は事業者側の負担とする。

⑧ 維持管理・修繕費について、事業者は各種関係法令に基づき、適切に対象物件を維持管理・保全するものとし、その施設運営に係る必要な費用は事業者が負担するものとする。

⑨ 「10 契約にあたり付する主な特記事項」に記載されている事項にも留意し、提案書を作成すること。

9 事業提案書等の審査

事業提案書等を提出した事業者(以下「提案事業者」という。)から提出された事業提案書等により旧保健農園ホテルフフ山梨の有効活用事業に係る公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が審査及び評価を行い、事業候補者を選定する(審査の結果「事業候補者なし」とする場合もある)。

ただし、提案事業者が3者を超える場合には、書類審査を行い3者を選定し、その3者によるプレゼン審査において事業候補者を選定する。

これにより実施日等が変更する可能性があるため、審査日程については、確定次第通知する。
なお、審査委員会は、応募者の企業秘密及び知的財産等を保護する観点から議事内容も含め非公開とする。

(1) 審査基準

① 書類審査

審査委員会において提案事業者から提出された事業提案書・取得希望額または借受希望額調書及び財務諸表等について審査する。

○審査基準

審査項目	評価のポイント	配点
地域振興及び地域との協働、連携	募集目的との合致性あるいは地域振興への寄与 ・地域との協調関係の構築の提案 ・地域からの雇用確保等の提案 ・地域振興・活性化の提案	10
事業計画・収支計画 (事業者の提案根拠の整合性)	提案事業の魅力性及び実現性(新施設の名称・コンセプトを含む) 事業の継続性(将来性) 募集要領の目的・概要と事業提案書の整合性 提案事業の収支計画等に係る根拠資料 計画に対する資金繰りの整合性	30

審査項目	評価のポイント	配点
事業者の安定した能力の保持	事業者の組織能力及び財務諸表による 財務健全性・資金調達の確実性 (新築の場合)建築物の新築実績 (改築の場合)大規模木造建築物のリノベーション実績	20
事業の有益性、事業の継続性(将来性)	提案事業の市への有益性	20
施設の維持管理に関する提案	施設の維持管理及び利活用の整合性	10
取得希望額または借受希望額調書	取得希望額または借受希望額の根拠と妥当性	10
合計		100

② プレゼンテーション審査

審査委員会において、事業提案書等に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行い、その内容について審査する。

審査項目	評価のポイント	配点
プレゼンテーション及びヒアリング	事業計画の説明技術、説得力、応募意欲 質疑応答への対応 事業の具現性への説明と現実性	20
合計		20

(2) 審査方法

審査委員会において、参加事業者からの提案を上記(1)審査基準に基づき評定を行う。

上記(1)②プレゼンテーション審査におけるプレゼンテーションについては、事業提案書の内容を基本 30 分以内で提案・説明し、ヒアリングについては審査委員との質疑応答により 20 分間程度行う。当日の追加資料は認めない。事業提案内容について審査員が採点し、評価点の合計が高い順に優先交渉順位を決定する。

評価の合計点が同点だった場合は、『地域振興及び地域との協働、連携』>『事業計画・収支計画』の順で、審査項目の評価点がより高い者から優先順位を決定する。

(3) 審査結果

審査結果はプレゼンテーション参加者全員に通知する。なお審査に関する評価及び審査内容については公表しない。

【審査の評価基準】

評価点は次の 6 段階により算出する。採点項目について相対的な評価を設定し、1～の順位を付け配点に対応する点数を算出する。

- 1(非常に優秀である):配点 × 1.0
- 2(優秀である):配点 × 0.8

- ・ 3(特に評価すべき点はない):配点 × 0.6
- ・ 4(やや劣っている):配点 × 0.4
- ・ 5(劣っている):配点 × 0.2
- ・ 6(要領の基準に達していない):配点 × 0

審査委員の評価点を項目ごとに合計し、それを審査委員の人数で除した点数(平均値)を、その項目の評価点とする。

失格要件は以下のとおりである。

- ・ 評価点の合計が 6 割に満たない場合
- ・ 評価のポイントのいずれかにおいて、選定委員が一人でも「6」と評価した場合

10 契約にあたり付する主な特記事項

(1) 用途指定及び期間

地方自治法第 238 条の 5(普通財産の管理及び処分)等に基づき事業用地等の用途を指定する。これに違反した場合は、契約解除権を行使することとする。

- ① 指定用途・・・地域振興に資する施設の活用(事業提案書に定め、市長が承認した用途)
- ② 契約形態に応じた条件・・・購入の場合は所有権移転後も一定期間指定用途を義務付ける条件(または買戻し特約等)を付す。貸付の場合は貸付期間20年(再契約可)。

(2) 禁止用途

本物件を、次の用途に供してはならない。

- ① 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の反社会団体及びその構成員の活動のために利用するなど公序良俗に反する用途
- ② 戸建住宅、馬券・車券販売所、自動車修理工場、葬儀場、畜舎、火薬・石油類・ガスなどの危険物の貯蔵処理を行う施設など、地域の活性化に資すると認められない用途
- ③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 34 年法律第 97 号)に規定する廃棄物を処理するための用途
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当する営業

(3) 周辺環境への配慮等

本件土地の利用及び管理に関し、地域住民との関係及び周辺環境を著しく害するような事態を生じさせ、市からその改善の申入れを受けたときには、事業者はこれに誠実に対応し、再発防止に必要な対策を取らなければならない。

(4) 権利の譲渡の禁止

市の書面による承諾が無ければ、本物件を第三者に転売・転貸し、又はその購入・賃借権を第三者に譲渡してはならない。

(5) 実地調査等

契約の履行状況について確認するために、市が必要であると認める場合は、実地調査等に協力しなければならない。

(6) 建物の増改築・撤去取り壊し等

土地の形状変更及び新たに建物の増改築や建物の撤去取り壊し等をする場合は、市の承認を受け、その変更や処分等に係る費用は事業者の負担とする。

また、現施設に付帯する什器備品等については無償で事業者に貸与するものとし、当該什器備品等が不要である場合には、市と協議のうえ処分するものとする。

(7) 維持管理費及び修繕費

貸付の場合、市は施設を現状のまま引き渡しをするものとし、事業者は施設の維持管理及び必要な修繕を行うものとする。なお、事業者は事業を実施する上で必要と考えられる修繕部分について提案を行うものとし、当該修繕の必要性、施工方法および費用負担割合について、市と事業者において協議を行い、別途合意するものとする。

(8) 災害等による協力について

大規模災害等緊急事態発生時、当該施設は指定避難所となっているため、市が施設を避難所として使用する場合など災害時などにおける緊急時には全面的に協力するものとする。

(9) 地域貢献等について

市等がイベント等を開催したり、セラピーロードを使用したりすることを希望する場合、これに協力するものとする。また、地域行事への参加や地域人材の雇用など、地域との連携手法などを提案し、地域の活性化に寄与するものとする。

(10) 施設名称について

現在の名称である「保健農園ホテルフフ山梨」に代わる名称およびそのコンセプトを提案すること。

(11) 経営状況の報告について

貸付の場合、初年度から年に1回、本市へ経営状況の分かるもの(事業決算報告書等)を提出するものとし、監査を受けるものとする。

11 結果の公表

審査委員会における選定結果について、事業候補者に選定された者を市ホームページ上で公表する。

12 質疑応答

本件に係る質問については、下記のとおりとする。

(1) 受付期間：令和8年10月26日(月)午前9時から
令和8年11月9日(月)午後5時まで

(2) 照会方法：E-mail 又は FAX にて照会すること。

事業者名・所在地・連絡先・担当者名を明記し、様式第6号(及び別紙)を使用すること。掲載されていないものには回答しない。

- E-mail：kanko@city.yamanashi.lg.jp
- FAX：0553-23-2800
- 表題：【旧保健農園ホテルフフ山梨有効活用事業プロポーザル】に関する質問について

(※*****は送付日を「R081101」のように記入すること)

(3) 回答方法：令和8年11月16日(月)に、事業者へ回答を返信する。

13 優先交渉権者との協議及び契約

(1) 優先交渉権者との協議

審査により事業候補者に選定された者(以下、「第1優先交渉権者」という。)と契約について協議を行い、市と第1優先交渉権者双方が契約条件(購入または賃借の別を含む)及び事業内容に合意をした場合、契約を締結する。なお、事業者が運営などを再委託することについては、交渉により決定するものとする。

協議期間は、選定通知の送付日の翌日から起算して、90日を経過した日の最初の金曜日までとする。

本協議がまとまらない、あるいは第1優先交渉権者が契約の締結を辞退等した場合、次順位の者を事業候補者(以下「第2優先交渉権者」という。)とし、契約交渉を行う。

(2) 協議留意事項

事業者の事業提案書に沿った事業実施計画書を契約の基本とするが、協議において内容を一部変更することが出来る。

なお、事業提案書のなかに権利や金額に関する記載があるものについては、優先交渉権者との協議期間においてその方向性を定め、必要に応じて別途覚書を締結するものとする。

14 その他

本要領について、今後訂正事項等があった場合は、速やかに更新・公表することに留意すること。

15 旧保健農園ホテルフフ山梨有効活用事業に係るプロポーザル実施スケジュール

日 程	内 容
令和8年10月19日(月)～	公募要領公表(HP公開、窓口配布)
令和8年10月26日(月)～11月9日(月)	質疑受付
令和8年11月16日(月)	質疑回答
令和8年11月2日(月)～11月27日(金)	参加意向申出期間
令和8年12月7日(月)	参加資格審査結果通知発送
令和9年2月26日(金)	提案書提出期限
以降のスケジュールは流動性があるため、確定次第公表・通知するものとする ※1	
令和9年3月頃	審査会開催通知 審査委員会開催 プレゼンテーション及びヒアリング
令和9年4月	審査結果通知
令和9年4月以降	契約に向けた協議

※1 提案事業者が3者以上の場合には、審査日程が変更となる場合がある

16.物件調書

(1) 物件調書(土地の表示:公園分)

所在	地番	地目	地籍	摘要
山梨市牧丘町倉科字丸山	6968 番 2	公園	388 m ²	
山梨市牧丘町倉科字丸山	6968 番 6	公園	1,134 m ²	
山梨市牧丘町倉科字丸山	6968 番 7	公園	293 m ²	
山梨市牧丘町倉科字丸山	6968 番 8	公園	471 m ²	
山梨市牧丘町倉科字丸山	6968 番 9	公園	631 m ²	
山梨市牧丘町倉科字丸山	6968 番 10	公園	474 m ²	
山梨市牧丘町倉科字丸山	6968 番 11	公園	499 m ²	
山梨市牧丘町倉科字丸山	7185 番 1	公園	542 m ²	
山梨市牧丘町倉科字丸山	7186 番 1	公園	5,454 m ²	
山梨市牧丘町倉科字丸山	7186 番 3	公園	1,220 m ²	
山梨市牧丘町倉科字丸山	7187 番 1	公園	5,916 m ²	
山梨市牧丘町倉科字丸山	7189 番 1	公園	2,969 m ²	
山梨市牧丘町倉科字丸山	7189 番 2	公園	312 m ²	
山梨市牧丘町倉科字丸山	7190 番	公園	4,749 m ²	
山梨市牧丘町倉科字丸山	7191 番 1	公園	1,380 m ²	
山梨市牧丘町倉科字丸山	7191 番 2	公園	3,523 m ²	
山梨市牧丘町倉科字丸山	7192 番	公園	477 m ²	
山梨市牧丘町倉科字丸山	7193 番	公園	2,886 m ²	
山梨市牧丘町倉科字丸山	7194 番 1	公園	4,252 m ²	駐車場・トイレ 201 m ² を除く
山梨市牧丘町倉科字丸山	7195 番 1	公園	5,056 m ²	
山梨市牧丘町倉科字丸山	7195 番 2	公園	1,838 m ²	
山梨市牧丘町倉科字丸山	7195 番 4	公園	175 m ²	
山梨市牧丘町倉科字丸山	6968 番 12	公園	85 m ²	
山梨市牧丘町倉科字丸山	7185 番 2	公園	196 m ²	
山梨市牧丘町倉科字丸山	7186 番 5	公園	531 m ²	
山梨市牧丘町倉科字丸山	7188 番	公園	703 m ²	
地積合計(公園分:26 筆)			46,154 m ²	

(2) 物件調書(土地の表示:山林分)

【谷津川沿い】

所 在	地 番	地 目	地 籍	摘 要
山梨市牧丘町倉科字丸山	7196 番 3	公園	824 m ²	水辺の公園
山梨市牧丘町倉科字丸山	7196 番 4	公園	1,593 m ²	水辺の公園
山梨市牧丘町倉科字丸山	7196 番 5	公園	1,457 m ²	水辺の公園
山梨市牧丘町倉科字丸山	7196 番 6	公園	1,576 m ²	水辺の公園
山梨市牧丘町倉科字丸山	7196 番 7	公園	3,377 m ²	水辺の公園
山梨市牧丘町倉科字丸山	7196 番 8	公園	1,126 m ²	水辺の公園
山梨市牧丘町倉科字丸山	7196 番 9	公園	2,200 m ²	水辺の公園
山梨市牧丘町倉科字丸山	7196 番 10	公園	1,022 m ²	水辺の公園
山梨市牧丘町倉科字丸山	7196 番 11	公園	935 m ²	水辺の公園
山梨市牧丘町倉科字丸山	7196 番 12	公園	338 m ²	水 辺 の 公 園 ・ 駐 車 場 272 m ² を除く
山梨市牧丘町倉科字丸山	7197 番 3	公園	214 m ²	水辺の公園
山梨市牧丘町倉科字丸山	7199 番 2	公園	1,132 m ²	水辺の公園
山梨市牧丘町倉科字丸山	7200 番	公園	662 m ²	水辺の公園
山梨市牧丘町倉科字丸山	7203 番	公園	955 m ²	水辺の公園
山梨市牧丘町倉科字丸山	7204 番	公園	476 m ²	水辺の公園
山梨市牧丘町倉科字丸山	7205 番	公園	352 m ²	水辺の公園
山梨市牧丘町倉科字丸山	7207 番 3	公園	145 m ²	水辺の公園
山梨市牧丘町倉科字丸山	7225 番 13	公園	314 m ²	水辺の公園
地籍合計(山林分:18 筆)			18,698 m ²	

【フフ東側原野】

所 在	地 番	地 目	地 籍	摘 要
山梨市牧丘町倉科字丸山	7185 番 3	公園	222 m ²	
山梨市牧丘町倉科字丸山	7186 番 4	公園	293 m ²	
地籍合計(山林分:2 筆)			515 m ²	

(3) 物件調書(建物の表示)

施設	所在	家屋番号	地番	地目	床面積	
a 棟	山梨市牧丘町倉科字丸山 7190 番地	未登記	管理棟	木造	合計	511.65 m ²
				2 階建		
b 棟	山梨市牧丘町倉科字丸山 7190 番地	未登記	浴室棟	木造		28.86 m ²
				平屋		
c 棟	山梨市牧丘町倉科字丸山 7190 番地	未登記	研修棟	木造		101.90 m ²
				平屋		
d ・ e 棟	山梨市牧丘町倉科字丸山 7186 番地 1	未登記	宿泊棟	木造 2 階建	合計	950.26 m ²
	山梨市牧丘町倉科字丸山 7186 番地 3					
	山梨市牧丘町倉科字丸山 7189 番地 1					
	山梨市牧丘町倉科字丸山 7190 番地					
	山梨市牧丘町倉科字丸山 7191 番地 2					
f 棟	山梨市牧丘町倉科字丸山 7186 番地 3	未登記	浴室棟	木造		82.28 m ²
				平屋		
g 棟	山梨市牧丘町倉科字丸山 7191 番地 2	未登記	研修棟	木造	合計	408.50 m ²
	山梨市牧丘町倉科字丸山 7194 番地 1			2 階建		
	計 7 棟				総計	2,154.13 m ²

17.様式集

(様式第1号)

※欄は未記入

受付番号

※

令和 年 月 日

山梨市長 高木 晴雄 様

<事業者>

所在地 〒

事業者名

代表者名

印

<連絡担当者>

担当部署

職・氏名

電話番号

FAX

Email

プロポーザル参加意向申出書

旧保健農園ホテルフフ山梨有効活用事業に係る、公募型プロポーザル公募要領に基づく選定について、参加意思を表明します。なお、参加資格を満たしていること及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

添付書類

- ・ 法人にあつては、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)
- ・ 登記法人でない法人・団体にあつては、定款又は規約
- ・ 商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)
- ・ 商号登記していない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
- ・ 印鑑証明書
- ・ 財務諸表直近3年度分(貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書)
- ・ 法人にあつては、直近年度の国税(法人税及び消費税)、県税(事業税及び県民税)及び市町村民税すべての納税証明書(未納が無いことが確認できるもの)

(様式第2号)

※欄は未記入

受付番号
※

誓 約 書

提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

また、提出者及び提出者の特別利害関係者もしくは取引先は、暴力団関係者等またはこれらに類する者ではなく、経営には暴力団関係者等が関与していないことを併せて誓約します。

山梨市長 高木 晴雄 様

令和 年 月 日

<事業者>

所在地 〒

事業者名

代表者名

印

<連絡担当者>

担当部署

職・氏名

電話番号

FAX

E-mail

(様式第3号)

※欄は未記入

受付番号
※

事業者概要書

事業者名	
代表者職氏名	
所在地	
担当部署	
担当者	
電話	
FAX	
E-mail	
設立年月日	
資本金	
売上高	
従業員数	名(令和8年4月1日現在)
事業概要	
備考	

(様式第4号)

※欄は未記入

受付番号

※

山梨市長 高 木 晴 雄 様

令和 年 月 日

<事業者>

所在地 〒

事業者名

代表者名



旧保健農園ホテルフフ山梨有効活用事業 に係る事業提案書

標記に係る事業提案について、添付書類を添えて提出します。

添付書類

事業の実施計画書

- 1) ・事業の実施に係る概要及び基本的な考え
- 2) ・事業計画書
- 3) ・収支計画書及び実現性の明示
- 4) ・事業運営体制
- 5) ・地域振興に資する提案
- 6) ・市、地域への有益性
- 7) ・土地建物などの具体的な運営及び維持管理内容
- 8) ・その他提案
- 9) ・取得希望額または借受希望額調書(様式第5号)

(様式第5号)

※欄は未記入

受付番号

取得希望額または借受希望額調書

金額 円

(うち消費税及び地方消費税相当額 円)

※借受希望額の場合は、年額を記入すること。

※算出根拠を別添資料として示すこと

山梨市長 高木 晴雄 様

令和 年 月 日

<事業者>

所在地 〒

事業者名

代表者名

<連絡担当者>

担当部署

職・氏名

電話番号

FAX

Email

(様式第6号)

質 問 書

旧保健農園ホテルフフ山梨有効活用事業に係る公募型プロポーザルに関する件について、別紙により質問します。

山梨市長 高木 晴雄 様

令和 年 月 日

<事業者>

所在地 〒

事業者名

代表者名

印

<連絡担当者>

担当部署

職・氏名

電話番号

FAX

E-mail

(様式第6号)別紙
事業者名

公募要領 該当ページ等	質問事項